

令和7年流山市教育委員会会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年3月28日（金曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 委 員 勝本 正實
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
教育総務部次長兼教育総務課長 新倉 英之
学校教育部次長兼学校教育課長 澁木 宏紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋
いじめ防止相談対策室長 吉川 正一
指導課長補佐 北野 美紀

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課庶務係長	石川 春樹
		教育総務課主事	石戸 寛諭
		教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

議案第 8号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 9号 流山市学校サポート教員の配置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第 10号 令和7年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

吉田教育長	ただいまから、令和7年流山市教育委員会会議第3回定例会を開会します。 まず、令和7年流山市教育委員会会議第2回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。
-------	--

（特になし との声あり）

吉田教育長	特になしということですので、承認ということにします。 これより議事に入りますが、議案第10号「令和7年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について」は、人事に関する事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。
-------	--

（異議なし との声あり）

吉田教育長	御異議なしと認めます。よって、当該案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。
-------	---

それでは議事に入ります。

議案第8号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定につ

いて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

今回の改正は、前回の教育委員会委員協議会にて御説明させていただいたとおり、効率的、効果的かつ流山市の実情に特化した教育行政が展開できるよう、教育委員会内の一部事務分掌について精査を行い、令和7年4月1日から一部事務の移管を行うことから、流山市教育委員会組織規則のうち、別表第1の事務分掌の一部を改正するものです。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「流山市学校サポート教員の配置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

令和7年4月1日から、流山市学校サポート教員のうち、スクールアシスタントの勤務条件を整理し勤務時間の規定を改めたため、要綱の一部を改正するものです。詳細については指導課長より御説明します。

指導課長

改正の詳細についてお伝えいたします。議案書の改め文22ページと新旧対照表23ページをご覧ください。スクールアシスタントの週当

たりの勤務時間を20時間以内から15時間以内に、年間勤務時間を800時間以内から600時間以内に変更いたします。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員	学習サポート教員と学習サポート指導員、スクールアシスタントと3つの職種の募集について「広報ながれやま」に掲載されたのを見ましたが、違いがよく分かりません。私も説明をしっかりと聞いていると思うのですが、それでもよく理解できていないです。また、スクールアシスタントの時間を変更するのは何か意味があるのでしょうか。まず1点目が3つの職種の違い、それからスクールアシスタントの変更についての意図を教えてください。
指導課長	まず職種の違いについてですが、「学習サポート教員」は教員免許を有する方で、7時間30分、1日勤務の日給です。業務内容は、通常級に在籍する特別な支援を要する子どもたちに限られています。「学習サポート指導員」は、教員免許は必要ありません。週当たりの勤務時間が25時間以内、大体1日5時間で、同じく通常級に在籍する特別な支援を要する子どもたちへの支援です。「学習サポート教員」と「学習サポート指導員」の業務の内容は同じですが、学習サポート教員は免許を有しているということで、個別の指導が、保護者の合意を得ることができれば可能な職種です。「スクールアシスタント」は、免許は必要なく、週当たりの勤務時間は15時間です。学校の実態にもよりますが、多くは1日5時間で3日などです。先ほどのサポート教員・指導員の業務は特別な支援を要する子どもたちに限定していますが、スクールアシスタントはもう少し広く、特別支援学級の子どもたちへも支援しますし、教職員のサポートも行うことができる職種です。 また、スクールアシスタントの時間変更の意図ですが、スクールアシスタントは週20時間勤務と15時間勤務があったのですが、県費負担職員で20時間勤務と同等の職種の方たちが配置されることが見込まれているため、20時間勤務を廃止したという経緯です。
羽中田委員	今までは県費の職員がおらず、来年度からは県費の職員が来るので市費の職員の時間を減らすということですか。
指導課長	そうです。
羽中田委員	分かりました。ただ、「広報ながれやま」にいろいろ説明が書いてありますが、応募する方がはっきり理解して応募なさっているのかと疑問に思いましたので、もう少し詳しく今の御説明のようなことを掲載していただけると、こういうことをやりたいという思いで応募なさる方が増えるのではないかと

思います。

指導課長

誌面が限られているので、その辺についてどのようにお知らせするかはまた検討させていただきたいと思います。

山本委員

懸念すべきは、私の立場から言うと気になるお子さんは年々増えている状況で、サポート教員の問われるところはこれからとても多いと思いますし、教員の働き方改革を考えると、この方たちに頑張ってもらって、先生方の疲労感を少しでも軽減できるのが、この方たちの役割なのかなと思っています。私も実質減ってしまうのかと思ったので、先ほどの御説明で理解はしたのですが、県費の意味が分からなかったのですが。

学校教育部長

県費は県が給料を出して派遣されるものであり、市費は市が単独で出すものです。職种的に、学習サポート教員・指導員は特別な支援を要するお子さんたちに対してのサポートをする職種、スクールアシスタントは学校の中の、主に先生方の事務作業を助けるための仕事です。今お話のあった学校の働き方改革ということもあり、数年前から国でも言われており懸案事項でしたが、なかなか予算がつかなかったため、流山市では県の中でも先駆けて、単独市費で今までお金を出してもらい学校に派遣していました。ところが今回、昨年度あたりから県の予算が下りるようになり、今年度末ぐらいでほぼ全校に対しての予算が下り、来年度は確実に全校1人ずつつく見込みがついたので、市費で単独で払わなくても県から出るだろうということで、市の方はなくなりました。ただ、市としてはできるだけ人が欲しいので、29人は県から派遣してもらおうが、残りの方はまだ残しておき、これについては流山市が単独で行っていることなので、規模の大きな学校は県から1人、さらに市からもう1人と、複数のスクールアシスタントが入るようにできるということで変えさせていただきました。

山本委員

近隣の市よりも、流山市は手厚く学校全体の人員を増やしているという理解でよろしいですか。

学校教育部長

そうですね。欲を言えばもう少し欲しいのですが。

山本委員	でも近隣市と比べてアピールポイントだということがこの文面だけでは分からなかったので、アピールポイントということで理解しました。そのまま頑張っていただけたらと思うことと、この県費で派遣される方は、新しい人が来るのですか。
学校教育部長	人は新たに募集をしているので、その辞めた29人から入っている人もいます。実際の具体的な人員については市町村に任されています。
吉田教育長	ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり)
吉田教育長	質問がないようですので、質疑等を終結します。 議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、各課等事務連絡に移ります。学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(小学校校舎等リニューアル事業について)
学校教育課長	(こどもの休暇制度について)
博物館長	(利根運河ビリケンさんスタンプラリーについて)
吉田教育長	以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。
羽中田委員	リニューアル事業についてですが、電子黒板は全ての学校で設置となり、今までの緑の黒板はなくなるということですか。
学校施設課長	そうですね。これからは電子黒板をメインの設備として進めていきます。リニューアル以外にも来年度数校ずつ電子黒板に替えていくことも考えてい

ます。

吉田教育長

来年度、リニューアル以外で入れる学校は、黒板はまだ残ります。中学校に先行して入れようとしているのですが、黒板はそのまま残し、移動型の電子黒板を追加で導入する形となります。

羽中田委員

こどもの休暇制度について、一番最後から3行目に「保護者と相談のうえ、記入して学校に届出書を提出する」とありますが、提出する主語は誰なのかがこの文章だけでは分からないので、Q&Aを見ると「保護者が休暇の取得届出を行ってください」と書いてあるので解決はするのですが、この文章だけでは提出するのは子どもでいいのかという解釈もできてしまうかと思います。

学校教育課長

物理的に届けをするのはお子さんの連絡帳等を通じてということになると思うのですが、記入するのはあくまでも保護者ですので「保護者が」という表現になるかと思います。

羽中田委員

逆に、申請書を保護者がダウンロードし、子どもと相談の上記入して保護者が学校に届出を提出するという方が、明確に保護者が出すのだということが、Q&Aを見なくても分かるかなと思いました。

もう1つは、学校や教員が、この日は来て欲しいという日がないとはいえないと思うのですが、そうした場合はやはり学校からある程度お伝えする必要も出てくると思うのですが、それは許されることなのでしょうか。その辺は学校判断になると思うのですが、学校により対応の違いがあると、保護者の中で混乱するかと思いました。

学校教育課長

基本的には、この日はだめという日を設ける予定はありません。ただ、指導の中で、例えば運動会の日など、そこはよく学校と保護者が本人の話を聞きながら、根底にある本当の休む理由は何なのかをしっかりと確認し、それがこれからの子どもへの指導、または子どもの人間関係の指導に繋がる可能性もありますので、そこはしっかりと連携をとらせていただくことは考えています。

羽中田委員	内容をきちんと確認しないと、例えば運動会で人前で走るのは絶対嫌だという子が休んでよいかという、それはどうなのでしょう。休ませた方がいいのか、それともやはり、出なくてもいいから出席させたほうがいいのか等、その辺は教育的配慮が必要になってくるので、かなりそうした部分で難しさが出てくるなと思いました。
学校教育課長	ありがとうございます。ただ、学校としては、それを理由にこの休暇を認めないということはありません。
羽中田委員	その方針は貫かないといけないですね。
学校教育課長	はい。
羽中田委員	それが教育的にどうなのかということも、議論はこれからですね。議論をして、いろいろやはりやってみないと分からないところもあると思うので、問題点も挙げていく必要があると思います。
学校教育部長	ありがとうございます。それで、学校間格差については、ある程度は仕方がないかと思います。あくまでも校長先生の考えでいくところがあるので、仮に全く同じケースがあったとして、A学校では休むが、B学校では行くということが生じることは大いにあると思います。例えば同じ運動会にしてもとらえ方が違う部分もあるということで、ただ、一般常識的に考えて、そういう時は皆参加しようと呼びかけるのは普通かなと考えています。あともう1つが、こどもの計画とあるのですが、この根底には子どもの権利条約、子どもの権利というものがあり、子どもの権利というのはやはりあくまでも子どもから意見聴取をすることが肝だと思うので、学校側の願いが強い、あるいは教育的に絶対参加してもらうことが学校教育としては筋である、となったとしても、子どもの意見、主張が強く、学校がその意見に対して説明しきれないものがあるのであれば、学校側は子どもを休ませるべき、ということで説明はしています。今後もその説明をしていくことで考えております。それも含めてのことなので、これをやるということは、同時に子どもの人権についても学校現場に広く浸透させていく必要あるのかなと思っています。そのところと、学校教育上の理念・理想みたいなものは、上手にバランスをとりながらやっていく必要あるのかなと考えているところです。

吉田教育長	後々、どの程度活用したのかというのは問われることになると思うのですが、各学校で、これは集計しやすい形になるのでしょうか。それとも紙で来たものを1枚1枚確認することになるのでしょうか。
学校教育部長	集計それほど難しくないと思います。
吉田教育長	活用率がどのくらいだったのか、半分ぐらいなのか、ほぼ全員使っているのかというのは、恐らくいつか問われると思うので、各学校で把握するようにだけはしておくよう伝えていただければと思います。
羽中田委員	それと内容ですよね。取得してどのようなことに使い、どういう効果があったのかということを、多分注目されるかもしれませんね。あまりやっている自治体はないため注目される可能性があるのも、その効果をきちんと出しておかないと、やって終わり、になってしまうと残念なので。
吉田教育長	効果としては、正直、この申請書類の中だけでは測りかねる部分があると思います。どういう理由で休むか、家族と旅行に行ったということをもって、どういった効果があったかというのは、なかなか追加で調査をしない限りは出てこないものかなとは思いますが、良い事例としていくつか集めるということは後々可能かとは思いますが、やるとしたら児童生徒にアンケートをとり、満足かどうか、やってよかったか、3日が適当だったかどうかというのは、今後追跡していく必要があるかだと思います。
羽中田委員	アンケート取ったりするのが具体的な事例を作って、成果だと思います。
山本委員	こどもの休暇制度について私の意向を伝えたいのですが、本来この「こどもの休暇制度」は、最終的には子ども自身の判断で、保護者と相談して利用を申請するということですよね。それなのに最後は保護者が書いて申請するということに少し違和感があり、この届出書のあり方であれば、「こどもが使える、こどもが考えて使える休暇です。家庭と相談して提出してください」というのであれば、保護者が書いて提出でいいんですね。でもこれを読むと、「こどもだけの判断で休暇を決めるのではなく、御家庭と相談し、こどもが自分で判断して」と書いてあるので、最終的には親御さんの意見も入り、皆

で相談するけれども、最終的な決定権は子どもにある、というように読めたので、そうすると、1年生とかは書く困難さはあると思いますが、自分が書ける年齢だったら親と決めて自分の字で書き、最後に親御さんが自筆で書いて、よろしくお願いしますと提出することが、この子たちの心意気を育てるもの、今後自分で責任を取るとはこういうことなのだと考える礎になるのかなと思いました。今はこれで進めるとは思います、ゆくゆくこれがうまく滑り出してきたら、誰が休暇届を書くのかという検討もいつかしていただけたらいいかなと思いました。

学校教育部長

先ほど申し上げたことと重複しますが、とはいえ子どもなので、成人ではないので、やはりそこは大人が、子どもと子どもの意見を聴取しつつ、子どもとの対話の中で合意点を見いだすことが必要である、という機会を創設するという意味でもこれは使うことなので、そうすると欠席届を出すのは誰かとなると基本は保護者であるということから、これは保護者に出してもらう。あくまでも休暇で、学校を休むことになるので、そこはやはり親が立つべきなのかなと思います。ただ、本人が書く、書かないということについては委員のおっしゃる通りなので、そこは今後検討事項としたいと思います。

山本委員

最後に必ず親御さんの署名をもらうというのは私も必要だと思いますが、やはり子どもが判断するというところで、この理由だということを自分で書くことは、何のためにこれを使うのか自分を動機づけるために必要なのではないか、それが判断に繋がるのだということをしっかり認識させるために自分で書かせる、しかし最終的に大丈夫かということを理解するために、保護者に子どもが「お母さん、ここに書いたけどこれもう1回見て」と言い、保護者が「分かった、いいよ」と言って書くというこのプロセスがとても大切で、社会はそういうものですよ、上司に必ずサインをもらって回ってくるものじゃないですか。小さい頃から、この流れを教えるということはとても大切なかなと思いました。

吉田教育長

児童生徒が書いて保護者が一番下に上記を認めます、というサインをするという提出方法は今後検討できるかと思いますので、そこは学校教育部内でも検討していただければと思います。

そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第10号「令和7年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

吉田教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和7年流山市教育委員会会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午前11時00分)